

## 【茨城県龍ケ崎市スポーツ推進課】地域おこし協力隊募集要項



### 「スポーツクライミングのまち龍ケ崎」 ～スポーツクライミングが地域の魅力となり、誇りと活力にあふれるまち龍ケ崎へ～



#### 【募集概要】

茨城県南部に位置する龍ケ崎市は、東京都心から約1時間圏内と首都圏からのアクセスに恵まれており、都市の利便性を感じながらも、広がる田園風景や落ち着いた住環境が共存するまちです。市内には古くからの歴史や文化が息づき、伝統行事「撞舞（つくまい）」や、ご当地メシ決定戦で日本一に選ばれたこともある龍ケ崎コロッケなど、地域ならではの魅力も大切に受け継がれています。

一方で、近年は人口減少に直面しており、特に若者世代への訴求力を有するまちの資源を活かした魅力づくりが急務となっています。

近年のこのような状況を背景に、龍ケ崎市は、「スポーツクライミングのまち龍ケ崎」を掲げ、オリンピックメダリスト・オリンピックが居住する人材に恵まれた環境や、若者世代を中心に人気広がるスポーツクライミングをまちづくりの資源と捉えた取組をスタートしました。

「スポーツクライミングのまち龍ケ崎」では、学校授業等での体験やイベントでの体験会による普及活動、全国から未来のオリンピックを目指したこどもたちの大会、スポーツクライミングにちなんだ龍ケ崎ならではの商品開発など、スポーツクライミングをきっかけに人や企業がつながっていく取組にチャレンジしています。

「スポーツクライミングのまち龍ケ崎」の実現に向け、スポーツクライミングに知見を有する、あるいは興味のある人材や地域の活性化に資する

人材を市外から積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域の活力維持・強化を促進するため、ともに汗を流してもらえる地域おこし協力隊を募集します。

## 1 業務概要

- (1) スポーツライミングの普及促進に向けた活動の企画・実行
- (2) 「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」のプロモーション・SNS 発信
- (3) スポーツライミングと地域の名物やグルメ等を掛け合わせた商品の提案
- (4) 「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」の取組の推進、地域の活性化に資する活動

## 2 募集対象

- (1) 委嘱の日において18歳以上である方
- (2) 普通自動車運転免許を取得している方
- (3) 総務省が定める地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表において、本市に転入した場合に特別交付税措置の対象となる区域に住所を有する方又は他の地方公共団体において地域おこし協力隊であった方（同一の地方公共団体における活動が2年以上であり、かつ、当該地域おこし協力隊の任期満了後1年以内である方に限る。）
- (4) 委嘱後に本市に住民票を異動し、居住する意思のある方
- (5) スポーツライミングに知見がある、経験がある、又は関心がある方
- (6) 日本スポーツ協会公認の競技別指導者資格（スポーツライミング）のスタートコーチ以上を有している又は受講意思のある方
- (7) パソコンの基本操作ができ、インターネット及びSNS等の活用ができる方
- (8) 心身ともに健康であること
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 3 募集人数

1名

## 4 委嘱形態

- (1) 市の委嘱を受け、業務概要に関する活動について契約を締結する。  
なお、市との雇用関係はないため、健康保険及び社会保険料等は自己

負担となるため、国民健康保険、国民年金に加入する必要がある。

- (2) 市が、委嘱する業務に関係がある場合や活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能とする。
- (3) 委嘱期間は、委嘱された日から令和9年3月31日までとし、本市が必要と認めるときは、当該委嘱された日から最大3年間まで延長することができる。

## 5 報償等

- (1) 報償等は、月額上限291,000円として市と協議の上決定する。  
ただし、活動状況によって、日割り計算による支給とする場合もある。
- (2) 活動費は、次の①から⑨を対象に補助することとし、年度内2,000,000円を上限とする。ただし、委嘱された日が年度の途中である場合は、委嘱期間の月数に応じて算出した額を上限とする。
  - ①住宅及び駐車場の賃借料(敷金、礼金及び光熱水費を除く。) (月額上限60,000円)
  - ②車両の燃料費及び市内公共交通機関等の運賃 (月額上限15,000円)
  - ③車両の借上に要する経費 (月額上限20,000円)
  - ④情報の発信に要する通信に係る経費 (月額上限5,000円)
  - ⑤旅費、宿泊費その他協力隊員の移動又は滞在に要する経費
  - ⑥備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費
  - ⑦関係機関等と行う協議等に係る事務に要する経費
  - ⑧必要な知識等の習得、隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費
  - ⑨その他地域協力活動のために市長が必要と認める経費

## 6 活動日数及び活動時間

業務日数は、少なくとも月10日以上を目安に、活動日及び活動時間は、業務内容を踏まえ、可能な限り隊員の意向に沿った柔軟なものとし、市と協議の上決定する。

## 7 活動場所

龍ヶ崎市内を基本とし、必要に応じて市外も活動範囲とする。

## 8 隊員の活動等への支援

- (1) 隊員が地域において円滑かつ効果的に活動ができるよう次に掲げ

る隊員の活動や生活を支援する。

- ①隊員の活動に対する助言及び支援
- ②隊員が地域に定着するための支援
- ③隊員と市の関係団体や市内店舗との連携支援
- ④その他隊員が活動する上で必要な支援

## 9 留意事項

- (1) 引っ越しに係る費用は自己負担とする。
- (2) 令和9年度以降の委嘱は、当該年度の予算成立が条件となる。
- (3) 住民票の異動は、委嘱日以降に行うこととする。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなる場合がある。
- (4) 地域おこし協力隊として相応しくないと判断した場合、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができる。

## 10 選考の流れ

- (1) 応募受付期間中に、次の提出書類を「11 問合せ」に記載の住所に郵送又はメールアドレスに送付してください。エントリーシートに記載の連絡先に面接の日程をご連絡します。なお、面接は令和8年6月中を予定しています。

(提出書類)

- ・「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」地域おこし協力隊エントリーシート
- ・住民票の写し（令和8年4月1日以降に発行したもの）
- ・普通自動車運転免許証の写し

### (2) 応募受付期間

令和8年6月1日（月）まで（エントリーシート等の郵送提出期限）

※ 当日消印有効

※ 委嘱は、最短で令和8年7月1日（水）からを予定

## 11 問合せ

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ

TEL：0297-64-1111

Mail：sports@city.ryugasaki.lg.jp